



拝啓 すべての大家さんへ

未来への手紙

遺言書作成サポート

スターツグループお取引様向け



1 すべてのオーダーメイド

一人で悩んでも物事は解決しません。問題はさまざま。
信頼できるパートナーに相談してみませんか。
私たちはいつでもあなたの味方です。

TACS[※]なら、 あなたの力になります。

スタートが、長年培ってきた不動産の
ノウハウとTACSの金融・税金の知
識を駆使した相続対策のノウハウ。
それらを融合し、次の世代が困ら
ないように「分割」「納税」の対策をご
提案します。

※TACS…金融・税金・不動産の各分野を融合させ、
横断的に大家さんの“不動産の経営”と“承継”の
コンサルティングを行います。



大家さん向けの遺言書を作成するには、 不動産に熟知した専門家の アドバイスが必要です。

不動産・相続を得意とする提携税理士及び
司法書士など各分野の専門家と連携し、不動産
に特化してきたスタートグループでしかできない
遺言書作成のサポートを行っていきます。



2 ご提案できる2つの遺言の方式

大切は思いやメッセージは、
相手に伝わり、こころの意味があります。
安全に、確実に、伝える方式を選びましょう。

どちらの方式があなたに合っていますか？ 「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」

▶ 公正証書遺言

プラン100
執行コース

プラン30
執行コース

プラン30
保管コース

対象財産 不動産、金融資産、自社株、その他財産

こんな方におすすめ

- 分割方法、遺留分対策、納税プランなど様々な相続対策のアドバイスを受けたい方
- 二次相続まで見据えた遺言書を作成したい方
- 不動産経営の課題解決や今後の不動産最適化の対策を行いたい方
- 相続人以外の方に遺贈したい方
- 不動産、金融資産以外にも財産がある方
- 金融資産の相続対策、贈与計画等の対策を行いたい方

▶ 自筆証書遺言

シンプルプラン
執行コース

シンプルプラン
保管コース

対象財産 不動産、金融資産のみ

こんな方におすすめ

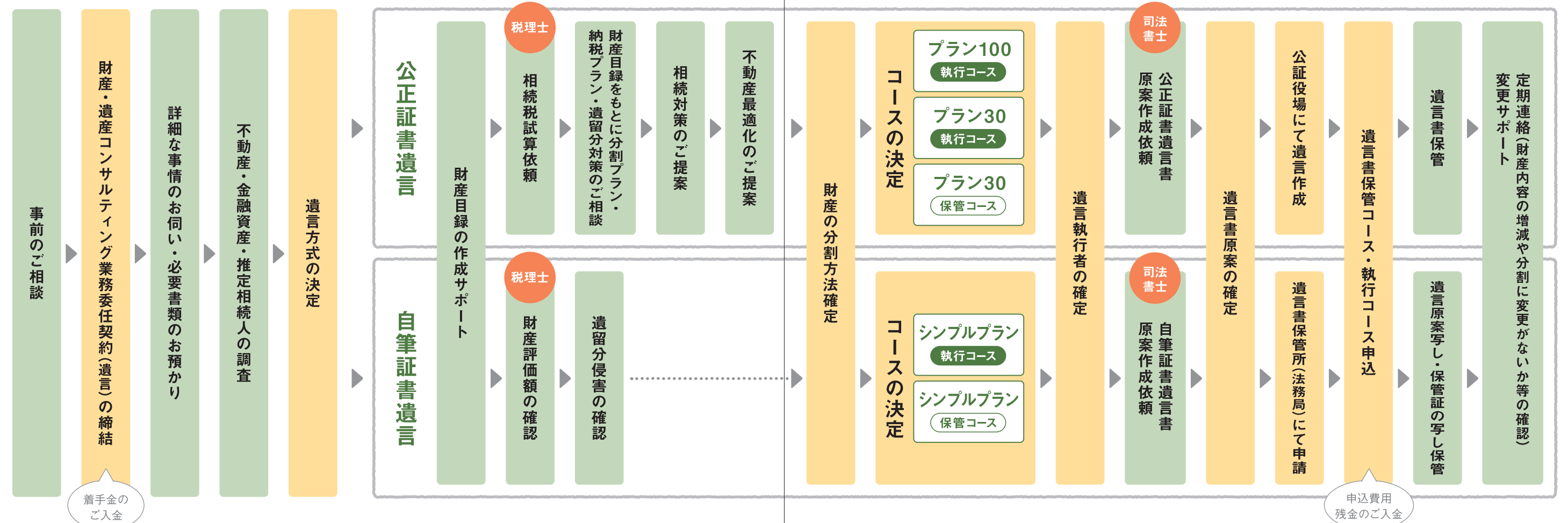
- 財産の大半がご自宅と金融資産で占めている方
- あまり予算をかけずに想いを遺しておきたい方
- 所定の財産のみ遺言書にて指定しておきたい方

遺言書の内容の 制限がございます

- ・遺留分侵害がないこと（シンプルプラン・執行コースのみ）
- ・受遺者は法定相続人のみ
- ・予備的遺言・付言事項の作成サポートはできません

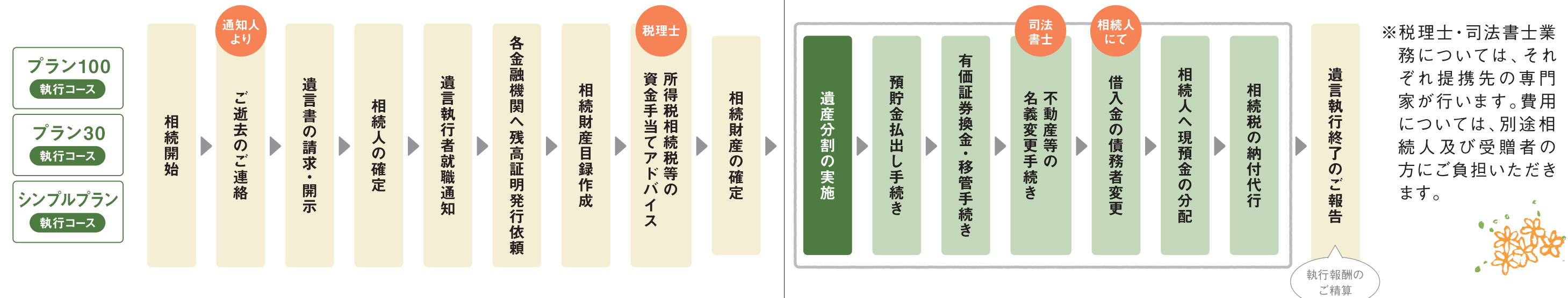
3 選べる5つのコースとサービスの流れ

財産のご状況や遺言者の意思に合わせてコースをお選びいただけます。
まずはお気軽にご相談ください。



4 遺言の執行 —相続開始後の流れ—

執行コースを選択された場合、下記の業務を弊社が遺言執行者として対応いたします。



5 費用のご案内

1 お申し込み時

プラン100 執行コース	プラン30 執行コース プラン30 保管コース	シンプルプラン 執行コース シンプルプラン 保管コース
基本手数料 1,100,000 円(税込)	基本手数料 330,000 円(税込)	基本手数料 220,000 円(税込)

※遺言の原案作成にあたり、税理士・司法書士への報酬を含みます。
※シンプルプランは、不動産2か所までの費用となります。なお不動産1か所追加ごとに22,000円(税込)が追加されます。
※シンプルプランは、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」に基づき、
遺言書保管所(法務局)に保管される自筆証書遺言のみの取り扱いとなります。

2 遺言書保管中

プラン100 執行コース	プラン30 執行コース プラン30 保管コース	シンプルプラン 執行コース シンプルプラン 保管コース
年間 6,600 円(税込)		

※毎年4月27日(休日の場合は翌営業日)に預金口座より自動引き落としします。
※初年度につきましては、ご契約日を含む月から3月末までの保管料(年間6,600円を月割で計算)をご入金いただきます。

3 遺言書変更時

プラン100 執行コース	プラン30 執行コース プラン30 保管コース	シンプルプラン 執行コース シンプルプラン 保管コース
55,000 円(税込)		

※遺言書を変更される場合に必要となります。別途、作成費用等の実費がかかります。

● 下記業務は当社ではお取り扱いできません。

必要に応じて、各専門家にご相談してください。(別途お客さまの費用負担となります。)

- ・準確定申告、相続申告などの税理士業務
- ・不動産登記などの司法書士業務
- ・相続人間の法的紛争に係る調停などの弁護士業務



4 遺言執行時

	プラン100 執行コース	プラン30 執行コース シンプルプラン 執行コース
遺言執行報酬	遺言執行対象財産の相続税評価額※1を基準に下記の率を乗じた額(千円未満切捨て)に対してA,Bの計算の合計金額から990,000円(税込)を控除した額	遺言執行対象財産の相続税評価額※1を基準に下記の率を乗じた額(千円未満切捨て)に対してA,Bの計算の合計金額とします。
最低執行報酬	330,000 円(税込)	880,000 円(税込)

A ・スターツ証券が保護預かりしている株式・債券・投資信託などの有価証券等に対して
・スターツグループにて管理している資産※2に対して

B 上記A以外の財産に対して

- 1億円以下の部分 0.990%
- 1億円超3億円以下の部分 0.660%
- 3億円超5億円以下の部分 0.440%
- 5億円超10億円以下の部分 0.330%
- 10億円超部分 0.165%

(上記手数料には全て消費税が含まれております)

〈規定報酬の計算例〉

- ・相続財産が1億円の場合 1億円×0.990%=990,000円
- ・相続財産が2億円の場合 1億円×0.990%+1億円×0.660%=1,650,000円

※1 相続税評価額とは(相続税評価額の例)

- ①不動産 相続税評価額とします。(課税価格の特例等により減額される前の評価額となります。)
- ②金融資産 各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
- ・ 債務の額は減額されません。

※2 スターツグループにて管理している資産とは

- ・スターツ証券にて預かりしている有価証券
- ・スターツCAMにて建築した建物とその土地
- ・スターツグループにて管理契約している建物とその土地及び駐車場(時間貸し駐車場含む)
- ・スターツ信託にて信託している財産
- ・スターツグループにて運営している施設(高齢者施設等)

● その他諸経費

次の諸費用は別途お客さまのご負担となります。

- ・公証役場や遺言書保管所(法務局)での手数料
- ・不動産登記に関する登録免許税や司法書士手数料
- ・戸籍謄本、固定資産税評価証明書などの取り寄せ費用
- ・預貯金などの残高証明書などの発行手数料
- ・鑑定評価手数料
- ・不動産売却手数料

オプション 戸籍取得代行サービス

ご自身(出生からの改製原戸籍含む)と相続人全員の戸籍と住民票の収集は時間と手間を要します。お客様に代わり一式を取得するサービスがございますので、ぜひご利用ください。
※ご希望の場合は担当営業にお申しつけください。ご案内と費用をご説明いたします。 ※提携先の専門家がいきます。

※費用に関しては消費税の税率が改定された場合、新たな税率を適用させていただきます。